

指定校変更・区域外就学承認基準の詳細

令和元年11月15日

31北教教学第2570号

指定校変更及び区域外就学の審査に係る事務処理要綱第8条に係る詳細事項について、下記のとおり定める。

1 身体的事由

- (1) 申請時に医療機関による診断書の提出が必要となる。診断書の記載内容により、希望校でなければ解決できないと判断される場合に限り承認することができる。診断書の内容にて十分な確認ができない場合は、医療機関に問い合わせる場合がある。
- ①身体障害等により通学条件、学校環境を配慮する必要がある場合これを承認することができる。※食物アレルギーは除く。
- ②長期（おおむね3年以上）かつ頻繁な通院治療（おおむね週に1，2回以上）のため、病院の最寄りの学校へ通学する必要がある場合。

2 地理的事由

- (1) 指定校に通学するにあたり、幹線道路を横断しなければならない場合。
- ※幹線道路とは、環状七号線、環状八号線、北本通り、明治通り、本郷通り、中山道。

3 転居

(1) 転居予定

直近の学期内に転居が確定しており、各種契約書等により、物件の住所、契約者、入居時期等が確認できること。また、転居までの期間、学区域外からの通学の安全確保について、保護者は校長と面談し了解を得ること。

(2) 継続通学

転居後も継続して現在の学校に通う場合は、あらかじめ在籍校の校長にその旨を相談し了解を得ていること。

区内転居の場合は指定校変更願となり、区外へ転出した場合は区域外就学願となる。区域外就学願の場合は、転居先自治体の世帯全員の記載のある住民票が必要。

私学からの転学や海外からの帰国等で就学する場合など、一旦、北区立の学校から学籍が途切れていても、北区立の最終通学校を継続していたこととみなし、学校ファミリー等の指定校変更が適用される。

4 家庭環境

(1) 兄弟姉妹

兄弟姉妹の事由で申請する場合は、兄弟姉妹が来年度もその学校に在籍していること。

(2) 保護者の就労等

世帯全員分の勤務証明書を提出すること。週3日3時間以上勤務し、午後3時以降も働いていること。

新入学時の申請の際、3月31日で契約期間が終了するが、引続き勤務を続ける場合は、就業予定申出書兼同意書に記入の上、4月1日以降の勤務証明書を準備できしだい速やかに提出すること。

大人が在宅していても児童を保護する事が出来ない理由がある場合は、人数分の申出書（傷病・障害名、程度、入院先、療養期間等を明記）又は身体障害者手帳、愛の手帳等の写しを提出すること。

また、介護・看護が理由で外出し、児童の保護が出来ない場合も申出書（看護・介護を要する人の氏名、傷病、障害名、程度、入院先、療養通院期間等を明記）や介護保険証等の写しを提出すること。

なお、中学校は下校時の帰宅先が保護者の就労先（自営業等）の場合のみ申請可能である。また、これら就労以外の特殊な理由の場合は、上記以外にも必要書類の提出を求めることがある。

5 教育的配慮

(1) いじめ・不登校等

新入学の場合は中学校入学時のみ適用。

在学年の場合は、在籍学校に状況を確認する。

(2) 通学区域が複数の中学校の通学区域にまたがる小学校を卒業する場合は申請が可能である。ただし、制限がかかっている中学校及び基準番号6に該当する場合は適用外となる。

6 学校ファミリー

中学校入学時の指定校が卒業する小学校の所属するサブファミリー内の中学校と異なっていた場合、卒業する小学校の所属するサブファミリー内の中学校に指定校変更が可能となる。また、私学からの転学や海外からの帰国等で就学する場合など、一旦、北区立の学校から学籍が途切れていても、北区立の最終在籍校の所属するサブファミリー内の中学校に指定校変更が可能となる。ただし、通学の安全について学校の承認が必要。また、制限がかかっている中学校は適用外となる。

※ファミリー校一覧は別紙参照。

7 部活動

指定校に希望する部活動がない場合、希望する部活動がある学校への変更が可能。
ただし、住所地から最も近い希望の部活動がある学校への変更となる。

※希望する部活動の顧問教諭の異動等により休部・廃部になる場合がある。

※部活動希望調査票は希望校に提供する。

※入学後、希望した部活動に入部しているか各校へ調査を行い、希望する部活動に入部しなかった場合、指定校変更が取り消される場合がある。

8 その他

その他、教育委員会が特に必要と認める事情がある場合、変更が可能。